

厚生労働省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
	35	B									地方に対する規制緩和	その他		
80	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業における補助区分の細分化	一時預かり事業一類型は、利用児童数に応じて補助基準額が適用されるが、その利用児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情に合っていない。	事業者による受け入れの促進及び安定的な経営が確保できる。	子ども子育て支援法、児童福祉法、子ども子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	米子市		秋田県、川崎市、豊橋市、鳥取県	○職員を配置し、受入体制を整える必要があるものの、当県平成30年度一一般型の実績では12ヶ月以上事業実施している約30%の施設の年間延べ利用人数が一桁である。年間延べ利用児童数に基づく区分の細分化をし、実情に合わせた基準とすることで、施設における体制や地域ニーズを把握することができる。 ○一時預かり一一般型は保育士を確保しておかなければならず、補助基準額の区分に応じた額だけでは、雇用を継続できないため、市の一般財源をあて、一定額の補助を行い運営がなされている。基本額に、利用者数に応じた加算額を合計する仕組みに変更し、保育士の人員費増当額となるようになれば、一時預かりの実施施設の増加及び子育て支援の充実につながる。 ○補助基準額の区分が適正に見直されることで、受入れの促進及び事業の安定的な運営が図られる。 ○利用児童数に基づく補助基準額の区分の幅が大きいため、利用児童数が少ない場合の補助基準額が過大に見え、一時預かり事業実施のための職員の人員費を助成した場合にやむをえない点もあると考えている。しかしながら、補助基準額の区分をより細分化することで、一時預かり事業を実施する施設においても、補助基準額の増額が望めるため、受入れを促進させる効果があると考えられる。		
224	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等に関する補助区分の簡略化	施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ理解できず、行政・事業者ともに事務量が膨大化している状況である。 【具体的な支障事例】 施設型給付費等に関しては加算項目も多く、単価もかなり複雑となっており、市町村や県だけで判断できない質疑を内閣府へ問合せを行う場合も多数発生しており、このような作業が毎月生じることから保育現場の職員には本来業務がある中、かなりの負担が生じている。 また、確認監査を行う際のチェック項目が多岐にわたり、多大な時間を要し、万一、誤りが発生した場合には迅速業務が生じ、更なる時間を要する。 なお、国の通知で、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、請求を簡素化できるとあるが、職権で支弁した場合、実態に合っていない加算が行われる可能性があり、その期間が長ければ迅速に対応できないケースが生じることが考えられる。 【制度改正の概要】 施設型給付費等の算定について、全国的にも実施率が高いと思われる項目(所長設置加算等)を、基本単価に加える等することにより、加算項目を整理し、簡便な算出方法とする。 【制度改正による懸念点・解消策】 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	保育現場や市町における負担が軽減され、ひいては保育の質の向上に繋がる。一方、きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	子ども子育て支援法、特別教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	秋田県、川崎市、豊田市、大阪府、南あわじ市、島根県、山形県、徳島市、諫早市	○給付費については、加算項目も多く、要件が複雑であるため、適用の判断基準については苦慮しており、判断基準の明確化・簡素化は希望する。ただし、懸念点にあるきめ細やかな積算ができなくなると記載のとおり、所長がある施設も東部の施設も基本単価となると、配置がなくなってしまうことも懸念される。また、基本単価に入れることで配置がない場合に減算もなったり(所長設置加算等)、基本単価が細分化(冷感別加算等)されるようであれば、加算のままを希望する(広域利用の基本単価のバリエーションが増えるため)。 ○加算項目については、条件や計算方法が複雑で額も多く、当市でも行政、事業者ともに大きな負担となっているため、簡素化を求める。 ○当市でも同様に施設型給付費及び地域型保育給付費の算定について、事務が複雑であるため負担を感じている。 ○施設型給付費等に関して、市や県だけで判断できないケースが多く、当市においても質疑を内閣府へ問合せを行う場合が多くなっている。 ○保育現場や自治体における負担が軽減されると想定されるが、職員配置の状況等により加算の適用状況に変動が生じるものもあることから、加算の整理については慎重な対応が必要と考える。 ○施設型給付費及び地域型保育給付費について、施設の運営に大きな影響を及ぼすものであり、正確な加算の算定が求められるが、制度が複雑かつ理解できず、加算項目も多く、単価もかなり複雑となっている。加算を算定するにあたり必要な作業が毎月生じることから、行政・事業者ともに事務量が膨大化している。加算項目を整理し、簡便な算出方法を求める。 ○当市においても、認可園の増加に伴い加算項目等に対する事業者からの問い合わせが増加しており、その対応に時間を要している状況である。また、確認監査等で加算申請の誤りが発生した場合の迅速業務についても複数の事業者で発生している。そのため、加算項目の簡略化及び整理については必要であると考えられる。一方、所長設置加算等を基本単価に組み込んだ際に、その事業を実施できない事業者があった場合には減額措置等を設けなければ公平性に欠けてしまうと思われる。減算項目の設けに繋がるのであれば、当該制度改正の必要性は低いと考える。			

厚生労働省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先	
	区分	分野									団体名	支障事例			
239	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	「賃借料加算」の地域区分の適正化	「賃借料加算」については、現在の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。	賃賃物件を活用し保育所等を整備した場合、公定価格に「賃借料加算」(a区分～d区分)がある。しかし、各区分は都道府県毎に定まっており、また区分設定の根拠も明確でない。例えば本市の地価の平均公示価格は、3大都市圏の平均の1.9倍であるが、加算区分はb区分となっている。都心部では、賃賃物件を活用した保育所等の整備が進んでいるが、賃賃料加算が実施と合っていないことが、市内中心区における保育所等の整備が進まない原因の1つとなっている。また、建物賃料が「賃借料加算」を大きく超える状態、仮に整備がなされたとしても、結果的にその施設は公定価格の大部分を占める保育士等の人員費を減額して運営することになるため、保育士等の処遇改善が進まない。なお、「保育対策総合支援事業費補助金」のメニューの一つに、「賃借料加算」の額と実際の建物賃料との差が3倍を超える場合にその差額の一部を補助する「都市部における保育所等への賃借料加算」があり、本市でも令和2年度から実施すべく制度設計中であるが、3倍を超える施設と超えない施設との間に不公平が発生する懸念があることに加え、あくまでも補助事業であり、長期にわたる差額の補てんが望まれるものではない。事業運営の継続性を担保し、保育所等の整備を促進するためにも、公定価格で措置されるべきである。	「賃借料加算」の算定の適正化が図られる。その結果、保育士等の処遇改善にもつながる。また、都心部での賃賃物件を活用した保育所整備が促進される。	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年3月31日内閣府告示第49号)	内閣府、厚生労働省	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県		船橋市、川崎市、愛知県、高槻市、南あわじ市、佐世保市	○現状要望等はないが、保育士の処遇改善や施設整備の現状を考慮すると、市町村ごとの設定が適正であると考えられる。 ○地域区分ごとに加算額が定められているが、実勢価格と乖離しているため、市町村間で運営費に差が生じている。 ○本市は、賃賃料加算の加算区分が地域ではあるが、賃賃料加算が実施と合っていない状況があり、待機児童の多い地域では、保育所の設置を進めたい。独自に建物賃賃料の補助を行わざるを得ない状況があるが、財政的負担が非常に大きくなっている。また、「保育対策総合支援事業費補助金」の「都市部における保育所等への賃借料加算」は、賃賃料が賃賃料加算の3倍を超えることが補助の要件となっているが、3倍を超えるか否かが入所者数により変動するなど、補助が確約されるものではないため、安定性、継続性の観点から、自治体にとっても、事業者にとっても不確実性が高く、活用しづらい制度となっている。		
284	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士 宿舎借上げ支援事業に係る〇雇用年数の要件の撤廃、②待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定の撤廃等について。	当該事業の補助期間は、その年度の特機児童数や保育士の有効求人倍率に ① 採用された日から10年以内あるいは5年以内となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱い ② 事業利用を始めた年度の違いにより、同じ市内の施設でありながら、補助対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。 また、補助期間は最長で10年となっているため、入職した保育士が10年目以降に他の施設へ転職してしまうなど中堅職員の離職が促進してしまう。以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。	・保育士の定着に資する ・期間の統一により、施設内及び施設間の公平性の担保	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	東大阪市	八王子市、横浜川崎市、浜松市、大阪府、吹田市、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、南あわじ市	○当該事業の補助期間は、その年度の特機児童数や保育士の有効求人倍率に ① 採用された日から10年以内あるいは5年以内となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱いは、市及び事業者にとって使いづらい、事業利用を始めた年度の違いにより、同じ市内の施設でありながら、補助対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。 ○当該事業の補助期間は、その年度の特機児童数や保育士の有効求人倍率に ① 採用された日から10年以内あるいは5年以内と期間が不安定な取扱いにより、施設が懸念している。また、最長10年の補助期間について、入職した保育士が10年目以降に転職する要因となってしまう、中堅職員の離職が危ぶまれる。 ○保育士の有効求人倍率が対象年度の基準となっていることにより、本市においては、安定的に制度を活用するため、補助対象は「採用5年以内の者」としている。そのため、補助期間の5年を超えた後、退職し、他園に転職して再度事業を活用する可能性があり、保育士の離職防止を図る目的から逃脱した制度になりかねないため、提案と同様、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。 ○補助対象期間の変更によって補助を取りやめた市内事業者もあり、保育士の安定的雇用と逆行する制度となっている。また保育士不足の中で、人材獲得方法が多様化しており、有効求人倍率による判断は妥当性に欠ける。 ○本市においては、今のところ求人倍率が全国平均を超えているため採用された日から10年以内の保育士が補助対象となっているが、倍率がいつ全国平均を下回るかわからないため、非常に不安定な制度設計となっていると感じている。前年度は10年までの保育士が対象だったのに、有効求人倍率により、5年以内の保育士が補助対象となってしまう場合は、前年度で対象だった人が急遽対象から外れてしまうケースが想定され、保育士の不信感を招くことになる。また、本市では独自に国基準を上回る(例えば、11年目以上の保育士)ケースについても、市独自で補助を行っている。国の基準が10年目までの場合、5年目までの部分か前年度の1月時点の有効求人倍率によるという部分より、予算を組む段階で市の予算をどちらの基準に合わせるべきかはっきりさせることができない。以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。 ○待機児童対策として、本市では複数の事業をパッケージ化した待機児童ZEROプランを推進している。その中の1事業である宿舎借上げ支援事業について、当該事業の補助期間が、その年度の特機児童数や保育士の有効求人倍率に ① 採用された日から10年以内あるいは5年以内と期間が不安定な取扱いにより、施設が懸念している。また、最長10年の補助期間について、入職した保育士が10年目以降に転職する要因となってしまう、中堅職員の離職が危ぶまれる。 ○保育士の有効求人倍率が対象年度の基準となっていることにより、本市においては、安定的に制度を活用するため、補助対象は「採用5年以内の者」としている。そのため、補助期間の5年を超えた後、退職し、他園に転職して再度事業を活用する可能性があり、保育士の離職防止を図る目的から逃脱した制度になりかねないため、提案と同様、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。 ○本市においては、市内の私立保育所等が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を助成する「保育士宿舎借上げ事業」を実施している。本市においても当該事業の補助期間は、その年度の特機児童数や保育士の有効求人倍率に ① 採用された日から10年以内あるいは5年以内と期間が不安定な取扱いにより、施設が懸念している。また、最長10年の補助期間について、入職した保育士が10年目以降に転職する要因となってしまう、中堅職員の離職が危ぶまれる。 ○採用11年目以降の保育士が当該事業の補助対象外となることが中堅保育士の離職を促しているのではないかと指摘を事業者よりいただくことがあるため、保育士の定着及び公平性の担保の観点から雇用年数要件の撤廃が必要であると考えられる。 ○平成29年度、有効求人倍率が全国平均に満たないことから「5年以内」となった一方、平成30年度及び令和元年度については、待機児童数が50人を超えたことから「10年以内」の期間を対象とできるようになったところである。しかしながら、本市においては待機児童数や有効求人倍率によって毎年補助の対象となる年数が変わってしまうことは例え経過措置が講じられていたとしても、不安定な制度となってしまう恐れが強いことから、その期間を10年とできる年度においても一律5年としているものである。 ○実施主体である当都道府県内市町村からも賛同の声が多く、当都道府県としても保育士の定着に寄与するものとする。				

厚生労働省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
	285	地方に対する規制緩和									医療・福祉	「母子家庭高等職業訓練促進給付金」の運用の改善		